

社会福祉法人清和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

3 理事及び評議員が、入札審査会等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

4 全各項業務に従事したときの旅費交通費は、別表3により支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監督への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、第4条の報酬に加えて別表4による日当及び旅費交通費を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第7条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬は支給しない。

2 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、原則この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名称	報酬
理事会	日額 5,000円
評議員会	日額 5,000円
入札審査会等	日額 5,000円

別表 2

名称	報酬
理事長	日額 10,000円
理事及び評議員	日額 5,000円
監事	日額 5,000円

別表 3

区分	旅費交通費
自家用車	10km以内300円
	10kmを超える場合は、1km毎に30円加算する。
公共交通機関	実費
宿泊費	実費

*自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。

別表 4

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	日額 3,000円	実費